

## 令和3年度東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金交付要綱

2北地産第2845号  
令和3年3月4日  
区長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業等により、事業活動の縮小を余儀なくされた区内の中小事業者等に対し、雇用の維持及び事業活動の継続を図るため、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3に規定する雇用調整助成金又は職発0310第2号による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の申請に係る費用を支援することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」）は、次の各号のいずれの要件も備えているものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
  - (2) 中小企業の場合は、区内に本社又は主たる事業所を有すること。個人事業者の場合は、区内に事業主の住所があること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等（休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに限る。）により、雇用調整助成金等の決定を受けていること。
  - (4) 雇用調整助成金等の支給申請に係る代行事務（以下「申請代行事務」という。）を社会保険労務士に依頼し、令和3年3月2日から令和4年3月31日までに申請代行事務の経費の支出を完了していること。
  - (5) 事業税及び法人住民税（個人事業者にあつては特別区民税・都民税又は市町村民税）を滞納していないこと。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切でないとするものではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める者のほか、これに準ずる者として特に区長が認めるものを補助対象者とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国、東京都、他の区市町村等から、申請代行事務の経費を対象とする補助を受け、又は交付決定を受けた事業者は、補助対象者として認め

ないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、申請代行事務を社会保険労務士へ依頼することにより要した費用（消費税及び地方消費税を除く。以下「経費」という。）とする。

2 申請代行事務が複数回にわたる場合は、社会保険労務士に支払った経費の合算額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1 補助対象者につき10万円を限度とし、10万円に満たない場合はその額を予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに区長に申請するものとする。

- (1) 東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 雇用調整助成金等の支給申請書の写し
- (3) 雇用調整助成金等の決定通知書の写し
- (4) 社会保険労務士から受領した領収書等の写し
- (5) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し
- (6) 法人事業税納税証明書及び法人住民税納税証明書（法人の場合）
- (7) 個人事業税納税証明書及び特別区民税・都民税納税証明書（個人事業者の場合）
- (8) その他区長が必要と認める書面

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、当該交付を決定するとともに、東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、審査により不交付を決定したときは、東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者は、請求書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 区長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条の規定による交付申請を行った者に対するこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。